

社長のためのお勉強

平成30年8月15日

〒540-0012 大阪市中央区谷町2-7-4

株式会社堀口オフィス

TEL 06-6910-6412 :FAX 06-6910-6414

小規模宅地等の特例・貸付事業用宅地等の改正

・貸付事業用宅地等とは？

小規模宅地等の特例のうち、被相続人や同一生計親族が貸付事業の用に供していた宅地等（賃貸アパート敷地や貸駐車場敷地など）について、相続税の申告期限までに事業継続及び保有していた場合には、**200㎡まで50%評価減が可能な特例**です。

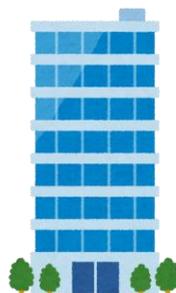
・改正内容

亡くなる**3年以内**に貸付事業の用に供された宅地等は**50%減額**ができなくなります。

・理由

一時的に現金を不動産（オフィスビルの区分所有など）に換えることによりこの特例を適用し、相続税の負担を軽減しているケースが散見されたことから、適用要件を厳しくしたと思われます。

行き過ぎた節税には必ず規制がかかります……



郵送ではなく e-mail での配信を希望される方はご連絡ください

HORIGUCHI
Accounting & Tax office